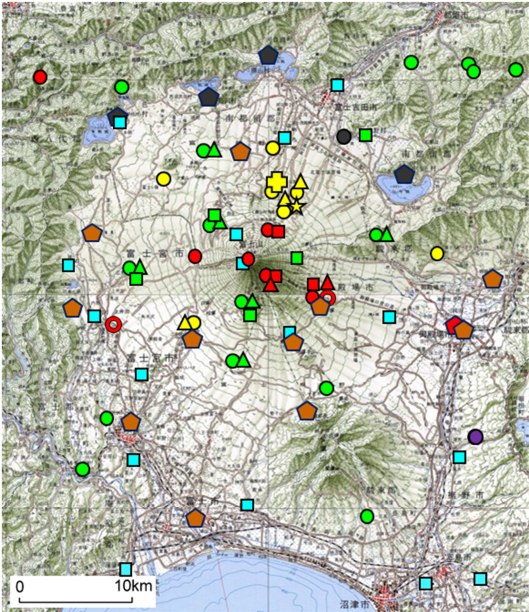
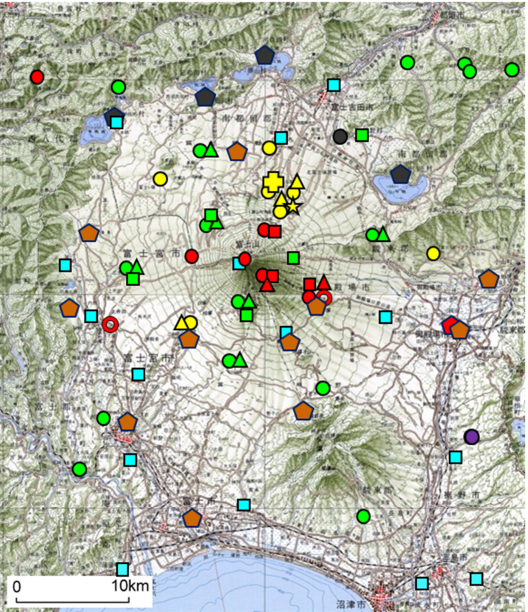
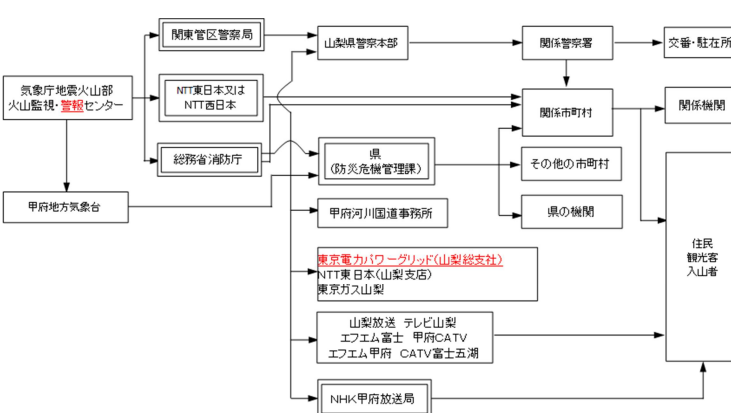


富士山火山避難基本計画 新旧対照表

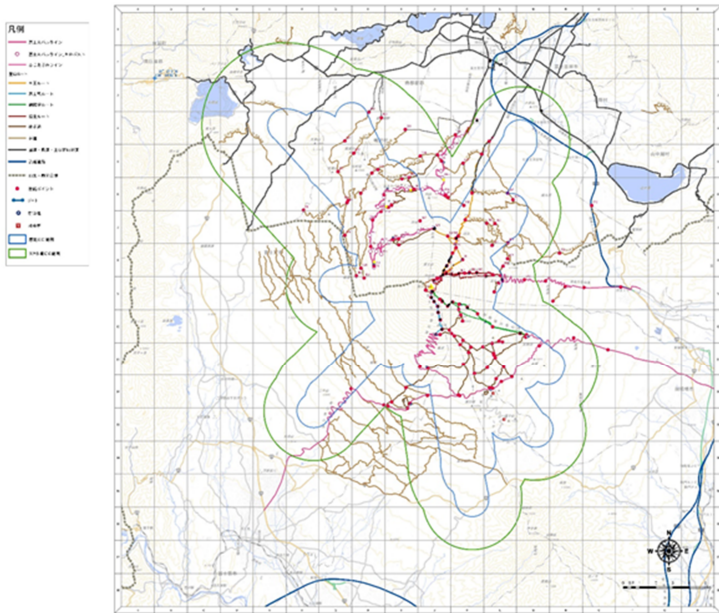
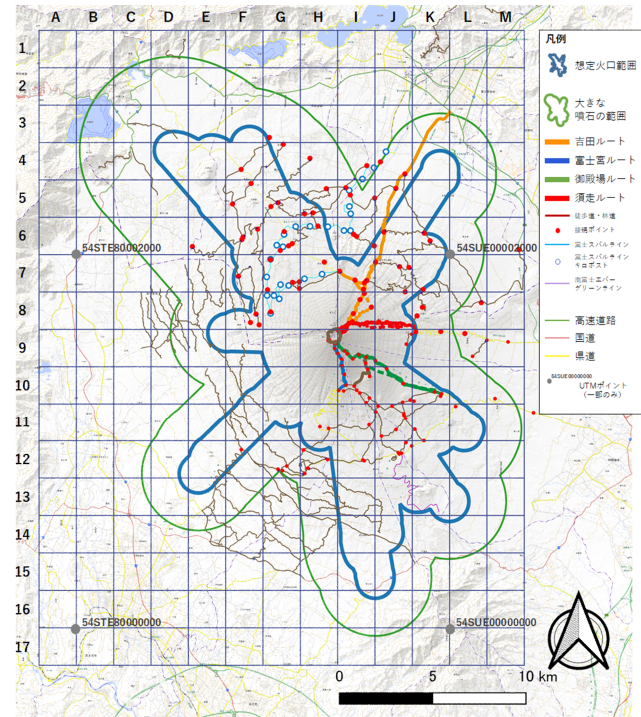
修正前欄に掲げる記載の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる記載の傍線を付した部分のように修正する。修正前欄に掲げる図は、これに順次対応する改正後欄に掲げる図のように修正する。

修正前	修正後	事由等
第3編 避難対策 第1章 協議会・国・各県・市町村等の体制 2. 国の体制 (略)  (略) 図 3-2 富士山における火山観測点配置図	第3編 避難対策 第1章 協議会・国・各県・市町村等の体制 2. 国の体制 (略)  (略) 図 3-2 富士山における火山観測点配置図	観測体制の変更（国土地理院「M 富士御庭 A」撤去）に伴う修正  参考：変更箇所（修正前）拡大

修正前	修正後	事由等
第3編 避難対策 第2章 情報伝達 1. 関係機関及び住民等への情報伝達 1-1 火山活動に関する情報伝達 (2) 各県における噴火警報等の情報伝達 (略)  (略) 図 3-9 神奈川県、山梨県、静岡県における噴火警報等の伝達体制 (2/3)	第3編 避難対策 第2章 情報伝達 1. 関係機関及び住民等への情報伝達 1-1 火山活動に関する情報伝達 (2) 各県における噴火警報等の情報伝達 (略)  (略) 図 3-9 神奈川県、山梨県、静岡県における噴火警報等の伝達体制 (2/3)	山梨県地域防災計画に合わせた修正

修正前	修正後	事由等
第3編 避難対策 第3章 避難対策 2. 避難行動要支援者等への避難支援 2－3 火山災害時の避難行動要支援者等の避難について (略) また、避難行動要支援者等の円滑な避難のため、市町村は、第3次避難対象エリアから内側に位置する活動火山特別措置法施行令第1条第2項第2号から第6号及び第8号のうち入院（入所）施設を有する施設について、避難促進施設への指定を検討する。 (略)	第3編 避難対策 第3章 避難対策 2. 避難行動要支援者等への避難支援 2－3 火山災害時の避難行動要支援者等の避難について (略) また、避難行動要支援者等の円滑な避難のため、市町村は、第3次避難対象エリアから内側に位置する活動火山特別措置法施行令第1条第2項第2号から第5号及び第7号のうち入院（入所）施設を有する施設について、避難促進施設への指定を検討する。 (略)	活動火山対策特別措置法施行令改正に伴う修正

修正前	修正後	事由等
第 3 編 避難対策 第 3 章 避難対策 3. 学校・児童関連施設の避難対策について避難行動要 支援者等への避難支援 (1) 基本的な考え方 (略) まず、市町村は第 4 次避難対象エリアから内側に位置す る学校・児童関連施設のうち、活動火山対策特別措置法施行 令第 1 条第 2 項第 1 号及び第 <u>7</u> 号の施設について、市町村 は避難促進施設への指定を検討する。 (略)	第 3 編 避難対策 第 3 章 避難対策 3. 学校・児童関連施設の避難対策について避難行動要 支援者等への避難支援 (1) 基本的な考え方 (略) まず、市町村は第 4 次避難対象エリアから内側に位置す る学校・児童関連施設のうち、活動火山対策特別措置法施行 令第 1 条第 2 項第 1 号及び第 <u>6</u> 号の施設について、市町村 は避難促進施設への指定を検討する。 (略)	活動火山対策特別措置法施行 令改正に伴う修正

修正前	修正後	事由等
第3章 避難対策 6. 入山規制 (3) 観光客・登山者の避難路 (略)  ※A2 の交点（北緯 35° 27'9"東経 138° 34'42"）を基準点とする (略) 図 3・2 0 富士山噴火時避難ルートマップ	第3章 避難対策 6. 入山規制 (3) 観光客・登山者の避難路 (略)  ※ UTM グリッドを基準とし、54STE80002000、54SUE00002000、54STE80000000、54SUE00000000 はそれぞれ A6 と B7、K6 と L7、A16 と B17、K16 と L17 の交点とする。 (略) 図 3・2 0 富士山噴火時避難ルートマップ	地図に示す 2km ごとのメッシュについて、UTM グリッド地図と合わせ位置を修正する。 資料編-55 の再掲部分についても、同様の修正を行う。

修正前	修正後	事由等
改訂履歴	改訂履歴	履歴の追加
平成 26 年 2 月 第 1 編及び第 2 編策定	平成 26 年 2 月 第 1 編及び第 2 編策定	
平成 27 年 3 月 第 3 編及び第 4 編策定、第 1 編 3. 追記	平成 27 年 3 月 第 3 編及び第 4 編策定、第 1 編 3. 追記	
平成 28 年 3 月 気象庁が発表する情報の名称変更や追加等を修正（第 1、2、3 編）	平成 28 年 3 月 気象庁が発表する情報の名称変更や追加等を修正（第 1、2、3 編）	
平成 29 年 3 月 避難情報名称の変更や構成員追加等による修正（第 1、2、3 編）	平成 29 年 3 月 避難情報名称の変更や構成員追加等による修正（第 1、2、3 編）	
平成 30 年 3 月 観光客・登山者の避難路としての富士山噴火時避難ルートマップの掲載及び構成員追加等による修正（第 1、2、3 編）	平成 30 年 3 月 観光客・登山者の避難路としての富士山噴火時避難ルートマップの掲載及び構成員追加等による修正（第 1、2、3 編）	
平成 31 年 3 月 構成員名称変更による修正（第 1 編）	平成 31 年 3 月 構成員名称変更による修正（第 1 編）	
令和 5 年 3 月 全面改定	令和 5 年 3 月 全面改定	
令和 6 年 4 月 構成員名称変更による修正（第 1 編）	令和 6 年 4 月 構成員名称変更による修正（第 1 編）	
令和 6 年 5 月 構成員名称変更による修正（第 1 編）	令和 6 年 5 月 構成員名称変更による修正（第 1 編）	
<u>（追加）</u>	<u>令和 7 年 3 月 観測体制の変更に伴う修正等（第 3 編）</u>	